

回 覧	組合分会長

地方公務員の選挙活動・政治活動について

最近、組合員の方々から、公務員が選挙活動・政治活動をしていいのかという疑問をよく耳にします。そこで、今回は、選挙の運営に関わる公務員として、いま一度、公務員の選挙活動・政治活動と組合が行う選挙活動・政治活動について学びましょう。

まず、地方公務員法 36 条は公務員の政治的中立性を確保するという意味で、地方公務員の政治活動、選挙活動を制限しています。しかし、政治活動、選挙活動の概念には幅があり、憲法で保障された言論、表現の自由＝政治活動の自由を無原則的に奪うものではありません。

選挙活動・政治活動の自由は、国民の重要な権利であり、憲法の国民主権の原理に直結し、憲法が保障する表現の自由の根幹をなすものです。憲法第 21 条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と明記し、この憲法上の保障は、すべての国民に等しく及び、地方公務員も例外ではありません。

また、最高裁判例でも、労働組合の政治活動、選挙活動について、「政治的、社会的活動で社会的経済的地位の向上を図ることは妨げるものではない。またそのために労働組合が組織の代表を議会に送り込む為の選挙活動は組合活動として許される。」となっています。

その上で地方公務員法 36 条は、職員が政党や政治団体を結成したり街頭などで勧誘活動をしたりする政治的行為を制限していますが、この規定は労働組合の政治的行為を制限するものではありません。つまり職員団体が政治的行為やその一環としての選挙活動を行うことについて地方公務員法は一切制限していません。

このことから職員団体（組合）であっても、特定の候補者を支持し、組合を挙げてその選挙活動を推進することは、組合活動として当然許されています。また、一般職のうち、公営企業職員、現業職員には本条は適用されません。

こうした法律関係の下で、市職労は各級選挙において、特定の候補者を支持したり、選挙に向けた基本的な考え方を組合員や関係者に周知し、意見交換するなどの活動をしています。

大事な投票、忘れずに!



政治活動・選挙活動学習会のご案内

政治活動・選挙活動に関する学習会が開催されます。選挙の運営に関わる公務員として、この機会に政治活動・選挙活動について学んでみませんか？

内容：政治活動と選挙活動の基本について（仮）

日時：2017年11月1日（水）

場所：ハピリン4F 福井市総合ボランティアセンター研修室A・B

講師：公益財団法人 富士社会教育センター 中村 勝男 氏

主催：福井地区平和・労働センター

申込：10月25日（水）までに組合書記局まで電話でお申し込みください。

10/13(金) 2017秋闘 賃金・労働条件統一要求書提出!



10月13日(金)市職労は「2017秋闘賃金・労働条件等に関する統一要求書」を提出しました。

人事院、福井県人事委員会とともに、月例給、一時金(ボーナス)を引き上げ官民格差を解消するとして勧告を行いました。

賃金の確定時期である秋闘の中では、自治労福井県本部統一基準とともに県内自治体組合と統一した重点項目の要求内容や交渉時期を設定して取

り組んでいきます。

福井市職員労働組合「2017秋闘賃金・労働条件統一要求書」の主な内容については以下のとおりです。

- ①人事院及び県人事委員会の勧告に準じ、月例給及び一時金を引き上げること。
 - ②業務量と職員数、年齢構成等のバランスがとれた適正な人員配置を行うこと。
 - ③キャリアロス回復を図るための昇任・昇格制度の確立を速やかに実施すること。
 - ④組織全体の業務の見直しを行い、削減・合理化を図る責任者を決定し、業務量と職員数の均衡を図ること。
 - ⑤退職手当については拙速な引き下げを行わず、組合と十分交渉すること。
- などを、要求・交渉の柱としています。

苦しい闘いが続きますが、執行部一同、一致団結して交渉に入りますので、組合員の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いします!

10/31(火) 2017秋闘 総務部長交渉!!

組合ホームページをご活用ください! (各種様式がダウンロードできます!)

①  のアドレス入力欄に

福井市職員労働組合

検索

② 組合員専用ページは下記ID・PASSを入力してください。



ユーザー名: nakama

パスワード: 組合の電話番号6ケタ